

# 新たな命の誕生、おめでとうございます!

## 『小清水町出産祝金支給事業』



まちをあげて、町内の新たな命の誕生をお祝いする「小清水町出産祝金支給事業」。

生後100日を経過したお子さんに、出産祝金をお渡ししました。

町では、これからも新たな命の誕生をお祝いし、子どもの健やかな成長を願うとともに、安心して生み育てることができる子育て環境の充実を図ります。

- ①お子さんの名前の由来を教えてください
- ②どんな子に育ててほしいですか?
- ③将来、お子さんに望むことは何ですか?



に にか  
 田 昂平さん(父)・望さん(母)・仁香ちゃん(女の子)  
 止別8区

- ①”にか”という響きが気に入って名付けました。
- ②思いやりをもって、人と丁寧に接することができる子になってほしいです。
- ③健康第一で、自分を大切に過ごしてほしいです。

お問い合わせ先 役場保健福祉課子育て支援係

☎ (62) 4473

## 『マイナンバーカード』を作るなら 今がチャンス!

期間延長!



最大20,000円相当の  
 マイナポイントの受け取りができる  
 マイナンバーカードの申請期間を  
**12月末まで延長!!**



☆役場窓口において、カードの申請・ポイント付与のお手伝いをしています。気軽にご相談ください。  
 マイナポイントはお手持ちの電子マネー・クレジットカード等に付与することができます。  
 15歳未満の子供のマイナポイントは親がマイナポイントを申し込むことができます!

お問い合わせ先 役場町民生活課町民係

☎ (62) 4472

## 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (食料品等価格高騰支援分) のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、電力やガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円を給付する臨時特別給付金事業を実施しています。

令和3年度または令和4年度に1世帯あたり10万円の給付金をすでに受給した場合でも、支給要件を満たす場合は今回の5万円の給付金を受け取ることができます。

### 対象となる世帯

#### ①全員が非課税(住民税均等割)の世帯

令和4年9月30日(基準日)現在、本町に住民票があり、令和4年度分の住民税が非課税(世帯内の全員)の世帯が対象になります。

支給の対象と思われる世帯には、10月下旬頃から世帯主の方へお知らせしていますので、内容を確認してください。詳細についてはお手元に届いた書類をご覧ください。

#### ②全員が住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、予期せず令和4年1月以降の収入が急変し、任意の1ヶ月が住民税非課税水準以下であれば支給対象となり、受け取りには「申請」が必要です。

### 支給額

一世帯あたり5万円

### 必要書類

各申請書等の必要書類は、役場窓口または町ホームページに用意しております。ご不明点はお気軽にご相談ください。

### 申請期限

令和5年1月31日(火)

### 申請先

保健福祉課福祉介護係



お問い合わせ先 役場保健福祉課福祉介護係

☎ (62) 4473